

宗教上の理由による輸血拒否に対する当院の対応について

当院では、以下の基本方針に則り、宗教上の理由による輸血拒否について対応いたします。
何卒ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【基本方針】

- 1 原則として、輸血を必要とする治療が行われる可能性がある場合、宗教上の理由を元に拒否される患者さんの診療および治療は行わず、転院を勧告いたします。（※絶対的無輸血の拒否）
- 2 輸血を行う必要がない治療および検査に関しては、全ての患者さんに対し最善を尽くした医療を提供いたします。
- 3 全ての手術や出血する可能性のある検査および治療では輸血を伴う可能性があり、輸血無しでは生命の維持が困難となった場合は輸血を行います。（※相対的無輸血の方針）
救命のため、同意書が得られない場合でも輸血を行うことがあります。
また、輸血を行う場合、患者さん本人および※ご家族に対し十分に説明し、輸血同意書を取得するように最大限努力いたします。
なお、患者さんおよび※ご家族との話し合いの内容や診療状況等の記録は、全て診療録に記録いたします。
- 4 輸血拒否をする患者さんまたはその※ご家族より免責証明書・絶対的無輸血治療に関する同意書等は受理・署名はいたしません。

※絶対的無輸血：患者さんの意志を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。

※相対的無輸血：患者さんの意志を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

※家族：1 親等の親族（両親、子供、配偶者）をいう。

令和8年4月

独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター
倫理委員会